

発議案第26号

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年10月7日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	横山博美	印
	同	木下映実	印
	同	林利彦	印
	同	山口勇	印
	同	橋本淳	印
	同	堀口明子	印

提案理由

平成27年9月29日付情報公開審査会の答申により、秋葉市長の主導により改ざんされた公文書の開示決定を無効とする判断がなされた。このことは、翌30日の東京新聞を皮切りとした報道により、関係者のみならず広く市民の知るところとなった。

また、この答申に先立つ本年第1回定例会において、この不祥事件について一般質問が行われたが、その際の答弁までもが虚偽であったこともあわせて判明した。秋葉市長は、昨年11月に他の案件について、謝罪するとともに今後の責任ある答弁を約束している。そのわずか4カ月後に虚偽の答弁がなされたことには憤りを禁じ得ない。

本件改ざん等の行為は、市の意思決定の透明性や公開性、継続性をうたう文書管理や情報公開制度の精神にもとるばかりか、明確に条例違反である。

当該不祥事件の示唆により、他の文書や発言の正当性までもが疑われ、市政への信頼は揺らいでいる。事実、問題の文書と同種のものについては、同様の改ざんが施されたことが情報公開審査会により示された。

情報公開審査会において詳細な調査が行われたものの、同審査会の調査は対象文書の開示決定の正当性を問うことを第一義的な目的としているものである。このため、公文書改ざん等の行為に対しては、行政への監視権限を持つ議会が調査を引き継ぎ、然るべき対応に臨まなければならない。

よって、本市議会は、これらの公文書改ざん等の行為に関する経緯、原因及び背景、とりわけ市長指示の目的と内容及び手段等を明らかにすることで、市政の正当性を担保し再発防止と信頼回復を図るため、特別委員会において地方自治法第100条の規定に基づく調査を行うこととする。

これが本案を提出する理由である。

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 平成26年10月1日部長会議の会議録及び会議資料に行われた改ざん行為及び不適切な不開示決定に関する経緯、原因及び再発防止策
- ② 平成27年3月3日に情報公開の問題についての一般質問に対して行われた虚偽答弁に関する経緯、原因及び再発防止策

2. 特別委員会の設置

本調査は、委員会条例第6条の規定により、議員10人で構成する秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議決の日から調査終了までとする。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

平成27年10月7日

八千代市議会